

# 訴 状

平成30年12月17日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士 鈴 木 敦 士

弁 護 士 本 間 紀 子

弁 護 士 白 井 晶 子

ほか

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

原告訴訟代理人の表示 別紙代理人目録記載のとおり

共通義務確認請求事件

訴訟物の価格 480万円

貼用印紙額 2万9000円

## 請求の趣旨

(主位的請求)

1 被告が、別紙対象消費者目録記載1の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の支払義務を負うべきことを確認する。

(1) 入学検定料、受験票送料、送金手数料、出願書類郵送料、受験に要した旅費及び宿泊費並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用に相当する額の不法行為に基づく損害賠償の支払義務

(2) 別紙対象消費者目録記載1(1)アの対象消費者については平成29年1月24日から、同1(1)イの対象消費者については平成29年1月13日から、同1(1)ウの対象消費者については平成30年1月23日から、同1(1)エの対象消費者については平成30年1月12日から、支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務

(予備的請求)

1 被告が、別紙対象消費者目録記載2の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の支払義務を負うべきことを確認する。

(1) 入学検定料、受験票送料、送金手数料、出願書類郵送料、受験に要した旅費及び宿泊費並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用に相当する額の不法行為による損害賠償の支払義務

(2) 別紙対象消費者目録記載2(1)ア及びイの対象消費者については平成29年2月18日から、別紙対象消費者目録記載2(1)ウ及びエの対象消費者については平成30年2月17日から支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務

2 被告が、別紙対象消費者目録記載2の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の支払義務を負うべき

ことを確認する。

(1) 入学検定料、受験票送料、送金手数料、出願書類郵送料、受験に要した旅費及び宿泊費並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用に相当する額の債務不履行による損害賠償の支払義務

(2) 本訴状送達の日又は各別に催告した日のいずれか早い日の翌日から支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務

との判決を求める。

## 請求の原因

### 第1 当事者

- 1 原告は、内閣総理大臣から平成28年12月27日に認定を受けた、特定適格消費者団体である(甲1)。
- 2 被告は、東京医科大学を運営する学校法人である。

### 第2 被告における医学部医学科の入試

#### 1 平成29年度の一般入学試験

被告は平成29年度の一般入学試験については、以下のとおり行った。

- (1) 募集人員は75名であり、一次試験及び二次試験によって合格者を決定するものとされており、入学検定料は6万円である(甲2、8頁)。
- (2) 出願期間は平成29年1月24日までとされ、1次試験は平成29年2月4日、2次試験は平成29年2月12日に行われた(甲3)。
- (3) 一次試験は、理科(200点)、数学(100点)、英語(100点)の合計400点の学力試験の成績によって判定され合格者が決定される(甲2、8頁)。
- (4) 二次試験は、一次試験合格者に対して、小論文(60点)、適性検査及び面接の各試験結果に、一次試験の成績及び調査書を加味して、総合的判定によって合格者が決定される(甲2、13頁)。

具体的には、一次試験と小論文の得点を加算した合計得点が高い者から順に受験生名が配列された、一般二次合格者選定名簿が作成され、成績上位者から順に面接や適性検査の結果を参照して合否判定を行う（甲2、14頁）。

(5) なお、適性検査はMMPIとバウムテストという心理テストであり、ネガティブチェックのために行われた。面接はA（6点以上）、B（0点以上5点以下）、D（-1以下）と評価され、面接の得点は一次試験の得点とは合算されず、ネガティブチェックの対象とされた（甲2、14頁）。

(6) 受験者数は、2832名であり、そのうち女性は1140名であった。

2次試験の合格発表は平成29年2月18日に行われ、正規合格者及び繰上合格者の合計が131名であった（甲2、17頁、18頁、甲3）。

## 2 平成29年度のセンター試験利用入学試験

被告は、平成29年度のセンター試験利用入学試験については、以下のとおり行った。

(1) 募集人員は、15名であり、一次試験及び二次試験によって合格者を決定するものとされており、入学検定料は4万円である（甲2、9頁）。

(2) 出願期間はセンター試験の実施日の前日である平成29年1月13日までとされ、2次試験は一般入学試験と同じく平成29年2月12日に行われた（甲3）。

(3) センター試験のうち、国語（200点）、数学（200点）、地理歴史公民（100点）、理科（200点）、外国語（英語、250点）の合計950点の合計得点が一次試験合格者判定のための資料となる（甲2、9頁）。

(4) 一次試験合格者に対し、二次試験を行うが、その内容は、一般入学試験と同じである（甲2、9頁）。

合格者の判定も一般入学試験と同様であるが、センター試験利用入学試験の正規合格者は授業料等が免除となるため、センター試験利用入学試験の合格者

を先に決定し、センター試験利用入学試験の合格者は一般入学試験の選考からは除かれる（甲 2、15 頁）。

- (5) 受験者数は、846 名であり、そのうち女性は 400 名であった。二次試験の合格発表は平成 29 年 2 月 18 日に行われ、合格者は 48 名であった（甲 2、19、20 頁）。

### 3 平成 30 年度の一般入学試験

被告は、平成 30 年度の一般入学試験については、以下のとおり行った。

- (1) 募集人員は 75 名であり、一次試験及び二次試験によって合格者を決定するものとされており、入学検定料は 6 万円である（甲 2、8 頁）。
- (2) 出願期間は平成 30 年 1 月 23 日までとされ、1 次試験は平成 30 年 2 月 3 日、2 次試験は平成 30 年 2 月 10 日に行われた（甲 4、1 頁）。
- (3) 一次試験の配点は、平成 29 年度と同様であり、二次試験の内容も平成 29 年度と同様であるが、小論文の配点が 100 点とされた（甲 2、13 頁）。

そのほか、合否判定については平成 29 年度と同様である（甲 2、14 頁）。

- (4) 受験者数は、2614 名であり、そのうち女性は 1018 名であった。二次試験の合格発表は、平成 30 年 2 月 17 日に行われ、正規合格者及び繰上合格者の合計が 171 名であった（甲 2、17 頁、18 頁、甲 4、1 頁）。

### 4 平成 30 年度のセンター試験利用入学試験

被告は、平成 30 年度のセンター試験利用入学試験については、以下のとおり行った。

- (1) 募集人員は、15 名であり、一次試験及び二次試験によって合格者を決定するものとされており、入学検定料は 4 万円である（甲 2、9 頁）。
- (2) 出願期間は、センター試験の実施日の前日である平成 30 年 1 月 12 日までとされ、2 次試験は一般入学試験と同じく平成 30 年 2 月 10 日に行われた（甲

4、1頁)。

(3) 一次試験の配点は、平成29年度と同様であり、二次試験の内容も平成29年度と同様であるが、小論文の配点が100点とされた(甲2、13頁)。

そのほか、合否判定については平成29年度と同様である。

(4) 受験者数は、917名であり、そのうち女性は384名であった。二次試験の合格発表は、平成30年2月17日に行われ、合格者は43名であった(甲2、19、20頁)。

## 5 学生募集要項の記載について

被告は、いずれの入学試験の募集要項においても、第3で述べるような得点調整を行うことは明らかにしていなかった。

かえって、カンニング、使用を許可された用具以外を利用して問題を解くことや、回答時間を守らない場合その他、試験の公平性を損なう行為をすることを不正行為と定め、不正行為となった場合には、それ以後の受験はできず、既に受験した試験の成績もすべて無効となると記載していた(甲4、11頁)。

## 第3 被告が得点調整を行ったこと

### 1 平成29年度入学試験

(1) 被告は、平成29年の一般入学試験、センター試験利用入学試験の二次試験について、小論文の点数を0.833倍して、現役男性については5点を加算した。

一方で、女性、男性3浪以上及び高等学校等コード51000番以上の者には加算をせず、男性1浪は4点、男性2浪は3点を加算することにより、得点調整を行った(甲2、31頁)。

(2) なお、高等学校等コード51000番以上の者には、大検合格者、外国の学校の卒業者、国際バカロレア資格取得者、大学において個別に入学資格審査に

より高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者、在外教育施設の卒業者などが含まれる（甲5）。

## 2 平成30年度入学試験

被告は平成30年の一般入学試験、センター試験利用入学試験の二次試験について、小論文の点数を0.8倍し、現役、1浪及び2浪の男性については10点を加算した。

一方で、男性3浪は5点加算し、女性、男性4浪以上及び高等学校等コード51000番以上の者には加算しない得点調整を行った（甲2、35頁）。

## 第4 被告の違法行為

### 1 入学試験を公正かつ妥当な方法で行う義務

#### (1) 被告の裁量の限界

被告は、どのような学生を入学させるかについて、自ら基準を定めそれによって選抜をすることができ、一定の裁量がある。もともと、学校教育法その他の法令の規定に従わなければならないが、裁量には一定の限界がある。

#### (2) 公正かつ妥当な方法による選抜を行う義務

学校教育法3条は、学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならないとしている。そして、文部科学大臣は、文部省令として大学設置基準を定めている。

大学設置基準2条の2には、入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとしている。

したがって、被告の裁量には、公正かつ妥当な方法による選抜を行わなければならないという制約がある。

#### (3) 大学入学者選抜実施要項

さらに、文部科学省高等教育局長は、局長通知として、毎年、大学入学者選抜実施要項を発出しているが、平成30年度については、「各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定する。その際、各大学は、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。」としている（甲6）。このことは、大学設置基準の定める「公正かつ妥当な方法」の解釈において考慮されるべきである。

#### （4）教育を受ける権利と平等原則

ところで、文部省令である大学設置基準は、上位規範である日本国憲法に適合するように解釈されなければならないところ、日本国憲法26条は、すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有するとしている。

そして、日本国憲法14条は、すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないとしている。

憲法上例示されている性別による差別は、すくなくとも憲法上の人権の行使に関して制限をする場合にあっては、区別の目的からくる必要最小限度の制約でなければならない。なお、日本国憲法における人種、信条、性別等は例示であって、その他の類型による区別も、憲法上の権利の行使に関して制限する場合にあっては、区別の目的と厳格に合理的関連性が認められないものは許されない差別である。

#### （5）入学試験が公正かつ妥当な方法とはいえないこと

ア 入学試験の目的は、医学の高等教育を受けるのにより適性のある者を選抜することであろう。女性に対して得点調整をして不利に扱うことは、およそ合理的な関連性を見出しがたいから、必要最小限度のものとは到底言えず、憲法上許されない差別である。年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を

持った学生の受入りに配慮するとして、大学入学者選抜実施要項にも反するものであるから、女性に対して得点調整をして不利に扱うことは、公正かつ妥当な方法とはいえない。

イ 浪人生については、かならずしも社会的身分とはいえないが、結局、高校卒業からの年数で判断せざるを得ないから年齢による区別である。入学試験が公正に行われるかは教育を受ける権利という憲法上の人権に関する問題であるから、区別の目的と厳格に合理的関連性が求められるところ、年齢が高い者は一律に適性が乏しいとは言えないから、合理的な関連性がなく、許されない差別である。年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入りに配慮するとして、大学入学者選抜実施要項にも反するものであるから、浪人生に対して得点調整をして不利に扱うことは、公正かつ妥当な方法とはいえない。

ウ 高等学校等コード51000番以上の者である外国の学校の卒業者やバカロレア資格取得者などは、外国人や外国にルーツのある日本人が多く含まれる。そのため、高等学校等コード51000番以上の者を区別することは、人種、社会的身分による区別となりやすい。憲法上例示された人種や、国民的若しくは社会的出身といった社会的身分で区別することは、必要最小限度のものでなければならない。高等学校等コード51000番以上の者が、一律に適性が乏しいとは言えないから、必要最小限の制約とはいえない。必ずしも人種や社会的身分で区別をしているとみられないとしても、憲法上の権利に関する問題であるから、区別の目的と厳格に合理的関連性が求められるところ、合理的な関連性がないので、許されない差別である。

年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入りに配慮するとして、大学入学者選抜実施要項にも反するものであるから、高等学校等コード51000番以上の者に対して得点調整をして不利に扱うことは、公正かつ妥当な方法とはいえない。

(6) 不法行為責任

ア 学校教育法上、大学は、およそ大学設置基準を満たしているものでなければならず、大学設置基準は、大学の行うサービスの最低基準を定めているものであるところ、特に対象消費者と大学との間で定めがなくても、大学設置基準を満たしていることは当然の前提となるというべきである。

そうすると、大学設置基準は公正かつ妥当な方法による選抜を求めているが、**第3**で述べた得点調整をすることは、公正かつ妥当な方法とは言えず、被告の裁量を逸脱する行為であるから、不法行為に当たる。

イ 公正かつ妥当な方法で入学試験を実施しないという不法行為は、遅くとも2次試験合格発表時には終わっている。二次試験の合格発表後に繰上合格者が決定されるが、既に作成されている得点調整がされた名簿に基づいて上位者から繰上合格とするので、繰上合格についても、不法行為は二次試験の合格発表時には終了しているといえる。

(7) 債務不履行責任

ア 入学試験受験契約は、公正かつ妥当な方法により選抜する試験において合格することを停止条件として、在学契約の予約完結権を付与することを内容とする契約である。そして、志願者が、出願期間内に、入学志願書等の書類を被告に郵送し、所定の振込用紙により入学検定料を支払って申込みをし、被告が受験票を送付することによって承諾し、成立するものである。

入学試験受験契約に、特段の定めがなくても、大学設置基準が大学の最低基準である以上、大学設置基準を満たしていることは契約の内容になっているというべきであるから、これに違反することは入学試験受験契約の債務不履行に当たる。

イ 公正かつ妥当な方法により入学試験を実施しないという債務不履行による損害賠償債務が遅滞に陥るのは、請求した時である。対象消費者が各別に催告したか否かは不明である。

しかし、消費者裁判手続特例法38条は、債権届出があったときは、簡易確定手続の前提となる共通義務確認の訴えを提起した時に、裁判上の請求があったものとみなすとしているので、遅くとも、対象消費者について本訴の訴状送達の時から遅滞になるというべきである。

#### (8) 対象消費者との関係

入学試験を公正かつ適切な方法で行わなかったのは二次試験についてであるので、別紙対象消費者目録記載2の対象消費者について、入学試験を公正かつ適切な方法で行わなかった不法行為に基づく損害賠償及び債務不履行による損害賠償の支払義務の確認を求めることにする。

なお、二次試験に合格した者は対象消費者から除くものとするが、得点調整の公表後の救済措置として合格した者は、不公正な扱いを受けたことには変わりがないので、対象消費者に含むものとする。

## 2 選抜方法について事前に説明する義務

- (1) 女性や浪人生、高等学校等コード51000番以上の者について、不利に扱う得点調整をすることは、憲法に違反するものであり、公正かつ適切な方法による選抜とはいえないから、不法行為に当たるものであるが、被告は、得点調整を募集要項において事前に明らかにしていない(甲4)。
- (2) 大学入学者選抜実施要項では、募集要項に出願等に必要な事項を決定し、それらを明記することを定めている。また、各大学は、大学・学部等の選択の参考となる情報の提供に努めるものとされている(甲6、6頁)。
- (3) 募集要項によって得点調整を事前に明らかにすれば、受験しようとする者は、自己が不利益に扱われるか否かが判明するのであり、受験をしないという選択が可能である。一般的には不利益に扱われることがわかっていれば受験しないと考えられる。

わが国で私立大学の入学試験は、2月に集中して行われることは周知の事実

であって、試験の日程上の制約から併願する大学は限られる。たとえば、平成30年度についてみると、被告の一般入試を受験しようとする、一次試験の日程が重なる東海大学、昭和大学、北里大学、兵庫医科大学、帝京大学、二次試験の日程が重なる聖マリアンナ医科大学、国際医療福祉大学を併願できない（甲7の1）。平成29年度でも、昭和大学、北里大学、兵庫医科大学、東海大、聖マリアンナ医科大学、埼玉医科大、産業医科大、関西医科大を併願できない（甲7の2）。そのため、事前に不利益に扱われるか否かが不明であるというのは、受験生にとって重大な不利益である。

したがって、募集要項において、得点調整を明らかにせずに入學試験を行うことは、不法行為に当たる。

- (4) この不法行為が終わるのは、出願した時であるが、すべての対象消費者について出願期間の終了時までには到来している。
- (5) そこで、対象消費者目録1記載の対象消費者について、選抜方法について事前に明らかにする義務違反について不法行為に基づく損害賠償の支払義務の確認を求めることとする。

## **第5 被告の不法行為又は債務不履行による損害の内容**

### **1 請求する損害の内容**

請求する損害の内容は、以下のとおりである。

#### **(1) 入学検定料**

別紙対象消費者目録1（1）ア及びウ並びに別紙対象消費者目録2（1）ア及びウの者については、6万円、別紙対象消費者目録1（1）イ及びエ並びに別紙対象消費者目録2（1）イ及びエの者については、4万円である。

#### **(2) 受験票送料**

すべての対象消費者について342円である（甲4、3頁、6頁）。

#### **(3) 送金手数料**

所定の振込票により電信扱いで送金しなければならず、窓口送金を要するところ、その費用は540円又は864円である。

(4) 出願書類郵送料

願書は書留・速達便で送付すべきものとされており（甲4、3頁、6頁）、その郵送料は、基本料金120円、速達料金280円、書留料金430円の合計830円である。なお、実額が判明する場合はそれによる。

(5) 受験に要した旅費及び宿泊費

(6) 対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用

特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用は、対象消費者と特定適格消費者団体との授権契約によって決まるが（消費者裁判手続特例法76条）、特定認定に際し特定適格消費者団体は費用報酬規程を定める必要があり、それが消費者の利益の擁護の見地から不当なものでないことが特定認定の要件となっている（消費者裁判手続特例法65条4項6号）。

このように、制度上、対象消費者は本件制度で被害回復する場合には、特定適格消費者団体の報酬及び費用を支払うべきものとされている。そして、本件のような少額請求は、本制度によらなければ請求することが困難なものである。したがって、特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用は、相当因果関係のある損害である。

なお、その報酬及び費用の額は現時点では不明であるが、その具体的な算定方法は、簡易確定手続に際し、特定適格消費者団体により通知・公告される（消費者裁判手続特例法25、26条）。

## 2 公正かつ妥当な方法によっても合格しなかったと考えられる消費者との関係

対象消費者には、そもそも一次試験に合格しなかったので二次試験を受験できない者や公正かつ妥当な方法によっても二次試験に合格しなかったと考えら

れる者がいるが、そのような者であっても、入試日程が集中しており併願が事実上制約される状況下では、一般には、自己が不利益に扱われることが事前に判明していれば、あえてそのような大学を受験することは考えられないから、上記1の受験に要した費用が損害となるというべきである。

### 3 制度的一部請求であること

- (1) 公正かつ妥当な方法により選抜しないことや不公正な方法によって選抜することを事前に明らかにしないことといった不法行為によって生じた損害は、慰謝料も考えられる。しかし、本制度では、慰謝料については請求することができない。
- (2) また、公正かつ妥当な方法により選抜されていれば合格していた者については、浪人したことにより支出した学費、生活費等も損害になり得るものであるが、対象消費者に共通しない損害であるので、除外して請求をしている。
- (3) よって、対象消費者が別途、本制度の対象とならない損害について賠償請求をすることがあり得るので、簡易確定手続で対象消費者が請求するものは一部請求である。

## 第6 訴訟要件

### 1 多数性

浪人生の人数は明らかでないが、平成29年度の一般入学試験及びセンター試験利用入学試験の女性受験生は1540名、平成30年度の女性受験生は1402名であるので、対象消費者目録記載1の対象消費者については、多数性を満たしていることは明らかである。

また平成29年度の女性の1次試験合格者は、269名、平成30年度の女性の1次試験合格者は、217名であるので、対象消費者目録記載2の対象消費者についても、多数性を満たしていることは明らかである。

## 2 支配性

得点調整により不利になる属性は明確であり、かつ、得点調整をした者は被告において把握しているから、対象消費者の該当性が、簡易確定手続で、書面審理で迅速になし得ない事態は想定しがたい。

また、損害についても検定料、受験票郵送料、出願書類郵送料は対象消費者にとって一律である。また、送金手数料、旅費及び宿泊費、特定適格消費者団体の報酬及び費用は書面により容易に認定しうるものであり、旅費及び宿泊費についても資料が乏しい場合でも旅費法の定める額等により算出することが可能であり、簡易確定手続で、書面審理で迅速になし得ない事態は想定しがたいので、支配性に欠けるものではない。

## 第7 まとめ

### 1 主位的請求—不法行為に基づく損害賠償義務と遅延損害金

主位的請求として、被告が、別紙対象消費者目録記載1の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の支払義務を負うべきことを確認することを求める。

(1) 入学検定料、受験票送料、送金手数料、出願書類郵送料、受験に要した旅費及び宿泊費並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用に相当する額の不法行為に基づく損害賠償の支払義務

(2) 別紙対象消費者目録記載1(1)アの対象消費者については遅くとも不法行為が終了している出願期間の終了時である平成29年1月24日から、同1

(1)イの対象消費者については同様に平成29年1月13日から、同1(1)ウの対象消費者については同様に平成30年1月23日から、同1(1)エの対象消費者については同様に平成30年1月12日から、支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務

## 2 予備的請求①—不法行為に基づく損害賠償義務と遅延損害金

予備的請求として、被告が、別紙対象消費者目録記載2の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の支払義務を負うべきことを確認することを求める。

(1) 入学検定料、受験票送料、送金手数料、出願書類郵送料、受験に要した旅費及び宿泊費並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用に相当する額の不法行為に基づく損害賠償義務

(2) 別紙対象消費者目録記載2(1)ア及びイの対象消費者については遅くとも不法行為が終了している二次試験合格発表の日である平成29年2月18日から、別紙対象消費者目録記載2(1)ウ及びエの対象消費者については遅くとも不法行為が終了している二次試験合格発表の日である平成30年2月17日から支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務

## 3 予備的請求②—債務不履行に基づく損害賠償義務と遅延損害金

予備的請求として、被告が、別紙対象消費者目録記載2の対象消費者に対し、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、次の支払義務を負うべきことを確認することを求める。

(1) 入学検定料、受験票送料、送金手数料、出願書類郵送料、受験に要した旅費及び宿泊費並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用に相当する額の債務不履行による損害賠償の支払義務

(2) 本訴状送達の日又は各別に催告した日のいずれか早い日の翌日から支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払義務

## 証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり。

付 属 書 類

1	訴状副本	1 通
2	委任状	1 通
3	証拠説明書	1 通
3	甲号証の写し	各 1 通

## 当事者目録

〒102-0085

東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階

原告 特定非営利活動法人消費者機構日本

上記代表者代表理事 佐々木幸孝

(送達場所)

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-4-5 文芸ビル8階

ヒューマンネットワーク中村総合法律事務所

電話 03-3501-8822

FAX 03-3501-8824

原告訴訟代理人 弁護士 鈴木敦士

〒160-8402

東京都新宿区新宿6-1-1

被告 学校法人東京医科大学

上記代表者理事長 矢崎義雄

## 代理人目録

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-4-5 文芸ビル8階

ヒューマンネットワーク中村総合法律事務所（送達場所）

電話 03-3501-8822

FAX 03-3501-8824

弁護士 鈴木 敦士

〒101-0032

東京都千代田区岩本町2-11-7 ラ・アトレ岩本町3階

神田お玉ヶ池法律事務所

電話 03-3864-3677

FAX 020-4664-8868

弁護士 大野 絵里子

〒160-0023

東京都新宿区西新宿3-5-3 西新宿ダイヤモンドパレス10階

西新宿法律事務所

電話 03-3346-0451

FAX 03-3346-0455

弁護士 北後 政彦

〒102-0083

東京都千代田区麴町1-6-9 DIK903

しろふくろう法律事務所

電話 03-6272-4408

FAX 03-6272-4409

弁護士 白井 晶子

〒160-0004

東京都新宿区四谷1-20 佳作ビル2階

和の森法律事務所

電話 03-5269-2051

FAX 03-5269-2061

弁護士 鈴木 さとみ

〒160-0004

東京都新宿区四谷1-20 佳作ビル2階

和の森法律事務所

電話 03-5269-2051

FAX 03-5269-2061

弁護士 瀬戸 和宏

〒102-0083

東京都千代田区麹町4-5 KSビル2階

谷合周三法律事務所

電話 03-3512-3443

FAX 03-3512-3444

弁護士 谷合 周三

〒102-0082

東京都千代田区一番町10 相模屋第2ビル3階

麴町創和法律事務所

電話 03-3264-7080

FAX 03-3264-8890

弁護士 仲居 康雄

〒102-0093

東京都千代田区平河町2-16-5 クレール平河町802号

シンフォニア法律事務所

電話 03-3230-7435

FAX 03-3230-7436

弁護士 中野 和子

〒141-0022

東京都品川区東五反田1-13-12 いちご五反田ビル5階

五反田法律事務所

電話 03-3447-1361

FAX 03-3447-1538

弁護士 針ヶ谷 健志

〒160-0004

東京都新宿区四谷2-4 久保ビル9階

四谷の森法律事務所

電話 03-5363-1251

FAX 03-5363-1252

弁護士 本間 紀子

〒104-0061

東京都中央区銀座1-14-7 銀座和田ビル3階

宮城綜合法律事務所

電話 03-3538-1474

FAX 03-3538-1475

原告訴訟代理人 弁護士 宮城 朗

## 対象消費者目録

1 下記（１）のいずれかの入学試験に出願し、入学検定料及び受験票送料を支払った下記（２）のいずれかに該当する消費者であって、（１）ア及びイについては平成２９年４月３０日までに、（１）ウ及びエについては平成３０年４月３０日までに、二次試験の合格の判定を受けなかった者

- （１）ア 平成２９年度の医学部医学科の一般入学試験
- イ 平成２９年度の医学部医学科のセンター試験利用入学試験
- ウ 平成３０年度の医学部医学科の一般入学試験
- エ 平成３０年度の医学部医学科のセンター試験利用入学試験

- （２）（１）ア及びイの入学試験について
  - ア 女性
  - イ 浪人生
  - ウ 高等学校等コードが５１０００以上
- （１）ウ及びエの入学試験について
  - ア 女性
  - イ ３浪以上の浪人生
  - ウ 高等学校等コードが５１０００以上

2 下記（１）のいずれかの入学試験に出願し、入学検定料及び受験票送料を支払った下記（２）のいずれかに該当する消費者であって、一次試験に合格したが（１）ア及びイについては平成２９年４月３０日までに、（１）ウ及びエについては平成３０年４月３０日までに、二次試験の合格の判定を受けなかった者

（１）ア 平成２９年度の医学部医学科の一般入学試験

イ 平成２９年度の医学部医学科のセンター試験利用入学試験

ウ 平成３０年度の医学部医学科の一般入学試験

エ 平成３０年度の医学部医学科のセンター試験利用入学試験

（２）（１）ア及びイの入学試験について

ア 女性

イ 浪人生

ウ 高等学校等コードが５１０００以上

（１）ウ及びエの入学試験について

ア 女性

イ ３浪以上の浪人生

ウ 高等学校等コードが５１０００以上